

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 5 年 5 月 26 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 しきだ 博 昭
 同 松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 12 月 10 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 2 か所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立横須賀南高等学校	令和 3 年 8 月 20 日（令和 3 年 4 月 27 日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済 8 件、270,879 円について、令和元年度から令和 2 年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の不納欠損処分についての関係規定の理解及び所属としての進行管理が不十分であったことによるものであり、令和 4 年 9 月 15 日、同月 27 日及び同年 10 月 25 日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、過年度未納者の一覧表を作成し、毎月の処理状況を収入執行状況表とともに回覧することで、複数職員による確認の徹底と情報共有を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立吉田島高等学校	令和 3 年 7 月 7 日（令和 3 年 4 月 28 日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和 2 年	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和 4 年 3 月 31 日に使用許可を行い、徴収不足分については令和

		度の共架柱に係る使用料10件、19,530円が徴収不足であった。	4年4月20日及び同年5月18日に収入した。 今後は、このようなことがないように、校内の定期的な巡回を行うなど管理する財産の確認体制を強化するとともに、所属における使用許可の状況等を把握できる敷地内図面の作成や担当以外の職員においても財産管理に対する理解を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	----------------------------------	---